

2019年（令和元年）7月19日

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷3-28-13 渋谷新南口ビル3F

コインチェック株式会社

代表取締役 勝屋敏彦様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木 尉久



〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201

FAX 078-361-7205

URL : <http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕芦屋本通り法律事務所

弁護士 辰巳 裕規

TEL : 0797 - 61 - 5215

FAX : 0797 - 61 - 5216

## 再申入書

当法人は、貴社に対し、2018年（平成30年）9月26日付申入書により、貴社の「Coincheck 利用規約」中、貴社が民法の債務不履行責任または不法行為責任を負う場合があったとしても賠償責任を一切負わない旨を規定する条項の削除を申し入れましたところ、平成30年10月29日付で貴社より回答書（以下、「本件回答書」といいます。）を受領致しました。ご対応くださりありがとうございました。

2019年（令和元年）6月15日、改正消費者契約法が施行され、こ

れに基づき本件回答書を検討しましたところ、そこに記載されている措置をとったとしても、下記のとおり、なお不十分であると思料致します。そこで、当法人は、貴社に対し、本書により再度の申入れをする次第です。つきましては、本申入れに対する貴社の御回答を、本書面到達後1カ月以内に、文書にて当法人事務所までご送付いただきますようお願ひいたします。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

#### 第1 本件回答書による修正後の第18条第11項について

貴社は、本件回答書において、貴社「Coincheck 利用規約」の修正後の第18条第11項として、「本項その他本規約上の当社の責任を免責する規定にかかわらず、消費者契約法の適用その他の理由により、当社が登録ユーザーに対して損害賠償責任を負う場合でも、損害賠償の範囲は、当社の行為を直接の原因として現実に発生した損害に限定され、かつ、損害の事由が発生した時点から遡って1ヶ月の間に登録ユーザーから現実に受領した第7条第1項に定める手数料の総額を上限とします。」との条項（以下、この条項を「本件条項」と言います。）を設ける旨、記載されています。

本件条項は、免責条項が強行法規に反し全部無効となるべき場合に、その条項の効力を、無効な条項に代わる規律を定めることによって維持しようとするものであり、講学上のいわゆる「サルベージ条項」のうち、「代替条項」と呼ばれる条項形式の類型に該当します。

#### 第2 消費者契約法10条に反すること

本件条項は、代替条項の形式をとる契約条項であり、消費者契約法第

10条と抵触すると考えられます。

その理由としては、次の二つがあります。

第1に、契約条項が消費者契約法によって無効となった場合にはその無効部分は任意規定あるいは補充的契約解釈によって補充されるという条項全部無効のルールは、透明性原則並びに不当条項利用に対する一般的予防と帰責性の観点から消費者契約法第10条に由来するルールとして強行法規的に保障されているものであり、本件条項が、その前提とする「Coincheck 利用規約」第18条第1項ないし第10条所定の全部免責条項が消費者契約法の適用その他の理由により無効となった場合に、条項全部無効のルールによらず、本件条項の定める賠償範囲の限定の適用を求ることは、消費者契約法第10条に反すると考えられます。

第2に、本件条項のような代替条項を使用した場合には、第一段階として本件条項が前提とする「Coincheck 利用規約」第18条第1項ないし第10条所定の全部免責条項の適用を求めつつ、第二段階としてそれが無効になったときに本件条項の定める賠償範囲の限定の適用を求るものであって、附合性に基づき一方的に契約条項の内容を決定するとのできる地位を有する貴社が、契約締結時に本件全部免責条項による法律関係形成の機会を行使した後、さらにそれが無効となった場合にはもう一度、本件条項に基づきその意図する法律関係形成の機会を行使することになる点で、一度みずから決めたことには拘束されるという自己決定による自己責任の原則を逸脱しており、信義則に反して消費者の利益を一方的に害すると考えられるからです。

したがって、講学上の代替条項の形式をとる本件条項は、消費者契約法第10条に抵触すると考えられます。

### 第3 再度の申入れの趣旨

上記のとおり、本件回答書記載の、貴社「Coincheck 利用規約」の修正後の第18条第11項は、修正にもかかわらず依然として問題があるといわざるを得ません。

そこで当法人は、貴社に対し、代替条項の条項形式を使用することなく、貴社が責任を負う範囲を明確にした具体的な条項を作成するよう、再度申し入れます。

もっとも、上記再申入れに応じて貴社がさらに条項を修正し、代替条項を用いない形式で免責条項を改訂するに至ったとしても、それは代替条項という条項形式を使わないという形式的なものにとどまるわけですから、免責条項による免責の範囲が消費者契約法第10条により実体的に不当とされ無効となるか否かについては、別途問題になりうることを念のため申し添えます。

以上